

酒田港移動式荷役機械保守点検業務委託  
特記仕様書

山形県港湾事務所

## 定期自主検査及び月次点検

本委託業務は、酒田港高砂ふ頭に設置している移動式荷役機械（以下「リーチスタッカー」という。）を労働安全衛生法第 45 条、労働安全衛生規則（以下「規則」という。）第 151 条の 31 による定期自主検査及び規則第 151 条の 32 による月次点検（以下「定期自主検査等」という。）を実施することにより、リーチスタッカーを良好な状態に保持して、常に円滑に稼働させることを目的とする。

### 1 総則

- (1) 本委託業務の受注者（以下「受注者」という。）は、リーチスタッカーの機能を十分に発揮できるよう契約書、仕様書、その他関係書類（以下「契約書等」という。）に基づき、山形県港湾事務所の担当職員（以下「担当職員」という。）と協議の上、能率的、経済的かつ安全に業務を履行するものとする。
- (2) 本委託業務は、契約書等によるほか、労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）及び規則を遵守して実施するものとする。

### 2 点検整備対象機械

- (1) 第 1 号リーチスタッカー 1 台  
製造者：TCM株式会社  
機種：MR450  
車両番号：99T-00120  
稼働年月：平成 25 年 3 月  
定格出力：250 k w（340 P S）／2,000 r p m
- (2) 第 2 号リーチスタッカー 1 台  
製造者：ユニキャリア株式会社  
機種：MR450  
車両番号：99T-00132  
稼働年月：平成 26 年 12 月  
定格出力：250 k w（340 P S）／2,000 r p m
- (3) 第 3 号リーチスタッカー 1 台  
製造者：ユニキャリア株式会社  
機種：MR450  
車両番号：99T-00142  
稼働年月：平成 27 年 11 月  
定格出力：250 k w（340 P S）／2,000 r p m

### 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

### 4 委託業務の遂行場所

酒田市高砂 232 酒田港国際ターミナル

### 5 点検内容

(1)第1号リーチスタッカー	定期自主検査（3月）	1回
	月次点検	11回
(2)第2号リーチスタッカー	定期自主検査（11月）	1回
	月次点検	11回
(3)第3号リーチスタッカー	定期自主検査（10月）	1回
	月次点検	11回

### 6 作業要領

#### (1) 点検整備項目

受注者は、別紙「リーチスタッカー定期自主検査内容」及び「リーチスタッカー月次点検内容」の点検を行い、併せて別紙「保守点検年間計画表」のとおり部品交換などの整備を行うものとする。点検整備項目に関して提案がある場合は、発注者と協議すること。

なお、整備のうちエンジンオイル交換及びエレメント交換の費用は、酒田港国際ターミナル事業協同組合の負担とする。

#### (2) 業務責任者

受注者は、実務経験を有する業務責任者を派遣し、技術指導、労務管理安全衛生、その他一切の業務を管理し点検作業を行うこと。受注者は、業務責任者に選任しようとする者が、実務経験を有していることを証明するための書類を作成し、発注者に提出すること。

#### (3) 点検整備の日程

受注者は、担当職員及び酒田港国際ターミナル協同組合の担当者と協議、調整して点検整備の日程を決定すること。

なお、本船荷役の都合により点検整備日を確保できない場合は、荷役作業の合間や昼休み時間等の短時間の保守点検に対応すること。

#### (4) 点検整備場所への立入り

受注者の業務責任者及び技術職員は、国土交通省発行のPSカード又は山形県発行の酒田港制限区域内立入許可証を提示して点検整備場所へ立ち入ること。

なお、酒田港制限区域内立入許可証の交付を希望する場合は、酒田港制限区域内立入許可証交付申請書を発注者に提出すること。

(5) 消耗品等

点検整備に使用する消耗品（グリース油脂類を含む。）及び工具は、すべて受注者の負担とする。

(6) 点検整備時に緊急を要する事項

点検整備時に異常、故障等で緊急を要する事項が発生した場合は、直ちに担当職員に連絡し、指示を受けること。ただし、担当職員に連絡できなかった場合は、適切な措置を講ずるとともに作業終了後に報告すること。

(7) 修理規模が大きい、又は部品の手配を要する修繕

点検整備の結果、点検中に整備できる軽微なものは、受注者において処置すること。修理規模が大きい、又は部品の手配を要する等の点検整備の範囲内で修繕が実施できないものについては、発注者と協議すること。

(8) 故障時の緊急時対応

発注者又は荷役機械使用者から荷役機械の故障及び緊急事態により要請があった場合は、速やかに技術者を現地に派遣すること。その緊急時対応では、故障箇所等の特定を行い、直ちに担当職員に連絡して指示を受けること。

## 7 提出書類

(1) 定期点検整備報告書

受注者は、点検整備実施後、14日以内に書面により点検整備内容を担当職員に1部提出するものとする。受注者は、点検整備の結果で異常を認める箇所があった場合、写真、図面その他必要な資料を整えて、発注者に報告しなければならない。

## 8 点検整備上の注意事項

(1) 点検整備期間中は、リーチスタッカーの周囲に不用意に人が近づいたり、車両が進まないように「点検中」等の標識を掲げること。

(2) 技術職員は、ヘルメット、安全带等を着用して安全に心掛け、事故のないよう十分に注意すること。

## 9 その他

(1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、受注者は、その実施に当たっての点検整備及び技術面に関する協議を担当職員及び関係者を行うものとする。

(2) 点検整備は、施工上支障のない定位置で実施すること。

(参考)

## 労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

（定期自主検査）

**第四十五条** 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

- 2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、当該事業者（事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。
- 3 特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査（特定自主検査を除く。）の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。
- 5 厚生労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に関し必要な指導等を行うことができる。

## 労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）

（定期自主検査）

**第百五十一条の三十一** 事業者は、シヨベルローダー等については、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないシヨベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書のシヨベルローダー等については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

**第百五十一条の三十二** 事業者は、シヨベルローダー等については、一月を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一月を超える期間使用しないシヨベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
- 二 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 三 ヘッドガードの異常の有無

2 事業者は、前項ただし書のシヨベルローダー等については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。